



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

～「お金をあげる」はウソ!?～

【事例】

パソコンに不審なメールが届いてもすべて無視していたが、ある時「1200万円あげる」というメールが目に入った。

信じ込んで相手とやり取りしているうちに、ポイント代として200万円も支払ってしまっていた。詐欺ではないか。

相談は
こちらへ...

役場消費生活相談窓口(町民課内)
TEL 0796・36・1941 (直通)
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

【ひとことアドバイス】

◇これは「お金をあげる」「遺産を受け取って」など、見ず知らずの人からのメールがきっかけで有料の出会い系サイトに誘導され、相手とやり取りするうちに高額な利用料を支払ってしまったという相談です。

若者だけでなく高齢者からも同様の相談が寄せられています。

◇通常のメールと異なる点は、ポイントを購入し、それを使ってサイト内でメールを行う仕組みになっていることです。相手はさまざまな口実でメールを続けさせ、ポイントを消費させようとしています。

◇サイト利用のきっかけとなる迷惑メールには絶対に返信しないようにしましょう。簡単にお金が入る「うまい話」には、思わぬ落とし穴が待ち構えているかも。

こんなとき、どうする?

